

平成24年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	森林法の一部改正に伴う税制上の所要の措置	
税 目	所得税、法人税、相続税	
要 望 の 内 容	<p>森林施業計画の名称を森林経営計画に改める森林法改正法の施行に伴い、既存の税制上の特例措置の存続及び規定の整備を要望する。</p> <p>また、森林法改正法の附則により、改正法の施行後も効力を有することとなる森林施業計画についても、従前どおり税制上の特例措置の対象とする。</p> <p>① 森林組合等のあっせんにより林地保有の合理化のために土地を譲渡した場合の特別控除（措法34の3②六）</p> <p>② 林業経営基盤強化法に基づき都道府県知事のあっせんにより林地を譲渡した場合の特別控除 （措法34の3②七、65条の5①、65条の5②、68条の76）</p> <p>③ 森林経営計画対象山林の相続税の課税価格の計算特例（措法69の5）</p> <p>④ 計画伐採に係る相続税の延納等の特例（措法70の8の2）</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）

(1) 政策目的

- ① 林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立する。
- ② ①に同じ
- ③ 山林事業者の円滑な事業承継を図るとともに、承継後の計画に従った森林経営の継続を促進し、森林の多面的機能の持続的発揮を図る。
- ④ 国土保全等のための計画的な伐採を通じて森林の計画的な森林施業の継続を図ることにより、多面的機能の持続的発揮を図る。

(2) 施策の必要性

- ① 効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、経営意欲の低下した所有者の森林を経営規模の拡大を図ろうとする者に集約化すること等により、林業経営規模の拡大、林地の集団化その他林地保有の合理化を促進することが必要である。
- ② ①に同じ
- ③ 林業は50年を超える長期のサイクルで営まれる一方、相続は概ね30年に一度（1世代）発生することから、植栽から収穫までの間に相続の発生が避けられず、かつ林業収益性の低下もあり、長期に蓄積された立木や広大な土地に係る相続税が林業経営の継続に極めて大きな負担となる。山林売却や立木の大量処分などにより経営基盤が失われれば、林業経営の一環として行われる間伐や伐採後の再植林が停滞し、水源の涵養や土砂流出防止などの国土保全や、木材資源の持続的な供給など森林の有する多面的機能の発揮にも支障を生じることから、円滑な事業承継を図るとともに、承継後の計画に従った森林経営の継続を促進する必要がある。
- ④ 立木については伐期に達するまで長期間を要し、その収益性が低いことや、計画対象立木については国土保全上、森林の伐採が規制されている中で、仮に納税のため、伐期や規制に従わずに伐採を行えば、資源の枯渇や国土保全上の悪影響を招くことなどから、立木資産に係る相続税の納税について、伐期に応じて延納要件を緩和する必要がある。

なお、これらの特例は、森林施業計画の認定を受けた森林に限り適用され、計画認定に伴う伐採の制約等に従い計画的な森林施業を実施できる者への林地売却のあっせんや山林相続が林業経営基盤の強化、円滑な事業承継、持続的な森林経営の促進を通じて森林の多面的機能の持続的発揮に繋がるものであり、森林経営計画に名称が改正された後も、同様の効果を有することとなるものである。

また、森林法改正法の附則により、改正法の施行後も効力を有することとなる森林施業計画についても、従前どおりの措置が必要である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 《政策分野》 森林の有する多面的機能の発揮 林業の持続的かつ健全な発展
		政 策 の 達 成 目 標	林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立する。 相続等により取得した森林における施業の継続を通じた森林の有する多面的機能の発揮を図る。
		租 税 特 別 措 置 の 適 用 又 は 延 長 期 間 同 上 の 期 間 中 の 達 成 目 標	現行に同じ
		政 策 目 標 の 達 成 状 況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	—
		要 望 の 措 置 の 効 果 見 込 み (手 段 と し て の 有 効 性)	—
	相 当 性	当 該 要 望 項 目 以 外 の 税 制 上 の 支 援 措 置	地方税の特例措置（特別土地保有税）
		予 算 上 の 措 置 等 の 要 求 内 容 及 び 金 額	なし
		上 記 の 予 算 上 の 措 置 等 と 要 望 項 目 と の 関 係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例の要件となる森林経営計画及び森林施業計画は、森林法に基づき、森林所有者が国の森林政策に沿った計画的かつ合理的な施業を継続すること等を要件に認定をされるものであるから、この認定を要件とすることにより、計画的な森林施業が行われ、森林の多面的機能の発揮と持続的な森林経営が図られる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>		<p>森林資源の充実に伴い、その十分な活用により森林・林業の再生を図っていくため、本特例により、計画的な森林施業を確保し、森林の有する多面的機能の発揮と持続的な森林経営を推進する。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>森林の有する多面的機能を持続的に発揮するための多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備を図る。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>	
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>	